

「自宅の水道使用量が減少したことに対して、なぜ水道課から問い合わせがあったのか」とのお問い合わせについて回答いたします。

令和2年7月15日 掲示

水道使用量につきましては、市内を2地区に分けて2か月に1回の現地検針を実施しております。検針の結果を集計し、前回（2か月前）の使用量と比較して25%以上の増減のあった使用者のリストを作成し、過去の使用実績等との増減が大きく、確認の必要があると判断した使用者の方にご連絡をさせていただいております。

使用量が増加している場合には、ご理解いただいておりますとおり、漏水による増加の可能性ありますので、早期発見の為にご連絡いたします。

使用量が減少している場合には、ご家庭での節水も考えられますが、一人世帯の方の安否確認及び手続きをせずに転居されていないかの確認のためにご連絡いたします。

また、ごく稀なケースではありますが、水道メーターの不具合により適正な計量が出来ないことも考えられるため、確認が必要と判断した方にご連絡をさせていただいておりますのでご理解いただきたいと思います。

なお、水量の増減に伴う確認の電話において、家族構成や家庭環境などの情報をお尋ねする場合がございますが、水道課は地方公営企業法により独立採算の経営を行っているため、市民課の住民基本情報や税務課の課税情報は共有しておりません。従いまして、大変失礼かとは存じますが、ご家族の状況についても確認させていただいておりますので、併せてご理解いただけますようお願いいたします。

【回答者：建設水道部 水道課 管理係 TEL：0287（23）8713】

令和2年7月15日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL：0287（23）8700